

静岡徳洲苑

通所リハビリテーション事業

運 営 規 程

第1条 (事業の目的)

医療法人徳洲会が開設する静岡徳洲苑通所リハビリテーション事業は、要介護状態にある高齢者に対し適正な通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所の医師又は理学療法士、若しくは作業療法士、看護職員、介護職員（以下「従業者」という）が要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう理学療法その他、必要なりハビリテーションを行ない利用者の心身の機能維持回復を図るものとする。
- 2 従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 従業者は、自らその提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 提供にあたって、医師の指示及び規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図り妥当適切に行う。
- 5 従業者は、懇切丁寧に行う事を旨とし利用者、又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う事とする。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者に対し適切なサービスを提供する。
特に、認知症状のある要介護者に対しては、必要に応じてその特性に対応したサービス提供が出来る体制を整える事とする。

第3条 (通所リハビリテーション計画の作成)

従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 通所リハビリテーション計画は、既に在宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- 従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。
- 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載する。

第4条 (記録の整備)

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 通所リハビリテーション計画
- 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 市町村への通知にかかる記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| ① | 名 称 | 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション |
| | 所在地 | 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷 811-15 |

第6条 (従業者の職種、員数及び主な職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 職種及び員数

管理者

- ・管理者 1名 (常勤兼務)

従業者

- ・医師 1名 (常勤兼務)
- ・理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士
1名 (常勤専従)
- ・看護職員若しくは介護職員
利用者数 1名～10名にて 1名 (常勤専従)
利用者数 11名～18名にて 2名 (常勤専従)
- ・事務職員
1名 (常勤兼務)
- ・管理栄養士 1名 (常勤兼務)

2 主な職務内容

- ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・医師は、医学管理全般、適正なサービス計画の作成、指導を行う。
- ・理学療法士若しくは作業療法士は機能訓練及び理学、作業療法を行う。
- ・看護、介護職員はサービス計画に基づき計画的にサービスを提供する。
- ・事務職員は必要な事務を行う。
- ・管理栄養士は必要に応じて栄養指導を行い低栄養状態の改善を図る。

第7条 (通所リハビリテーションの利用定員)

通所リハビリテーションの利用定員は介護予防通所リハビリテーション利用者と合算して1単位18名とする。

第8条 (営業日及び営業時間・サービス提供時間・延長の有無)

事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間・延長の有無は、次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
又風水害による特別の休み等は、利用者並びに各居宅介護支援事業所まで連絡する。
- 2 営業時間 : 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 : 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 4 延長の有無 : 有り

第9条 (通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

1 通所リハビリテーションの内容

指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同で作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持、向上
- ③ 寝たきりの防止
- ④ 社会性の維持、向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態改善

(2) 訓練等

- ① パワーリハビリテーション
- ② 運動療法
- ③ 物理療法
- ④ ADL訓練
- ⑤ 自助具適用、使用訓練

2 利用料、その他の費用の額

通所リハビリテーションを、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該が法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、その他利用者から食費 700 円の支払いを受けるものとする。

第 10 条 (通常の実業の実施地域)

通常の実業の実施地域は、静岡市葵区・駿河区とする。

第 11 条 (サービス利用に当たっての留意事項)

- 1 服装：リハビリテーション等に支障のない様に動きやすい服装であること。
- 2 履物：運動靴またはリハビリシューズで極力、参加すること。
- 3 連絡帳：ご家族や当事業所と、お互い連絡をとるために必要です。状態の変化があった場合や利用日の変更の場合にご記入ください。
- 4 利用日の変更：あらかじめ、わかっている場合には、連絡帳または、前日の午後 6 時までに電話連絡をお願いします。(突発の際は当日の午前 8 時半迄)尚、当日キャンセルの場合は、1 食分の食事代金をいただきます。

第 12 条 (非常災害対策)

提供するにあたり、消防計画に基づいて非常災害に備える為、避難、救出その他必要な訓練を年 1 回行う。

第 13 条 (衛生管理)

提供するにあたり利用者の使用する施設、設備又は食材について衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う事とし事業所において感染症の発生、蔓延のないよう措置を講ずる。

第14条 (その他運営についての留意事項)

1 (従業員の研修)

通所リハビリテーションの提供にあたって、従業員等の質的向上を図る為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

研修 4ヶ月に1回程度

2 (秘密保持・個人情報の保護)

従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を保持する。また従業員でなくなった後においても、これらの秘密及び個人情報を保持すべき旨を、当事業所と従業員間で書面をもって交わす事とする。

3 (苦情処理)

苦情・相談窓口を設置し円滑かつ迅速に対応することとする。また苦情処理簿を作成し内容を記載・保管する事とする。

4 (事故発生時の対応)

- ・ 通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ・ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ・ 通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第15条 (緊急時の対応方法について)

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第16条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする

1. 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族

等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条 (その他運営に関する重要事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、静岡徳洲苑、通所リハビリテーション事業所が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年 10月1日から施行する。

静岡徳洲苑

介護予防通所リハビリテーション事業

運 営 規 程

第1条 (事業の目的)

医療法人徳洲会が開設する静岡徳洲苑介護予防通所リハビリテーション事業は、要支援状態にある高齢者に対し適正な介護予防通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所の医師又は理学療法士、若しくは作業療法士、看護職員、介護職員（以下「従業者」という）が要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう理学療法その他、必要なりハビリテーションを行ない利用者の心身の機能維持回復を図るものとする。
- 2 従業者は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 従業者は、自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 提供にあたって、医師の指示及び規定する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能持回復を図り妥当適切に行う。
- 5 従業者は、懇切丁寧に行う事を旨とし利用者、又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う事とする。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者に対し適切なサービスを提供する。
特に、認知症状のある要介護者等に対しては、必要に応じてその特性に対応したサービス提供が出来る体制を整える事とする。

第3条 (介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

- 介護予防通所リハビリテーション計画は、既に在宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- 従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。
- 従業者は、それぞれの利用者について、介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載する。

第4条 (記録の整備)

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 介護予防通所リハビリテーション計画
- 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 市町村への通知にかかる記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| ① | 名 称 | 静岡徳洲苑 通所リハビリテーション |
| | 所在地 | 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷 811-15 |

第6条 (従業者の職種、員数及び主な職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 職種及び員数

管理者

- ・管理者 1名 (常勤兼務)

従業者

- ・医師 1名 (常勤兼務)
- ・理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士
1名 (常勤専従)
- ・看護職員若しくは介護職員
利用者数 1名～10名にて 1名 (常勤専従)
利用者数 11名～18名にて 2名 (常勤専従)
- ・事務職員 1名 (常勤兼務)
- ・管理栄養士 1名 (常勤兼務)

2 主な職務内容

- ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・医師は、医師学管理全般、適正なサービス計画の作成、指導を行う。
- ・理学療法士若しくは作業療法士は機能訓練及び理学、作業療法を行う。
- ・看護、介護職員はサービス計画に基づき計画的にサービスを提供する。
- ・事務職員は必要な事務を行う。
- ・管理栄養士は必要に応じて栄養指導を行い低栄養状態の改善を図る。

第7条 (介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

介護予防通所リハビリテーションの利用定員は通所リハビリテーション利用者と合算して1単位18名とする。

第8条 (営業日及び営業時間・サービス提供時間・延長の有無)

事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間・延長の有無は、次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
又風水害による特別の休み等は、利用者並びに各居宅介護支援事業所まで連絡する。
- 2 営業時間 : 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 : 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 4 延長の有無 : 有 り

第9条 (介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

1 介護予防通所リハビリテーションの内容

介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同で作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持、向上
- ③ 寝たきりの防止
- ④ 社会性の維持、向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態改善

(2) 訓練等

- ① パワーリハビリテーション
- ② 運動療法
- ③ 物理療法
- ④ ADL訓練
- ⑤ 自助具適用、使用訓練

2 利用料、その他の費用の額

通所リハビリテーションを、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該が法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額を利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、その他利用者から食費 700 円の支払いを受けるものとする。

第 10 条 (通常の実地地域)

通常の実地地域は、静岡市葵区・駿河区とする。

第 11 条 (サービス利用に当たっての留意事項)

- 1 服装：リハビリテーション等に支障のない様に動きやすい服装であること。
- 2 履物：運動靴またはリハビリシューズで極力、参加すること。
- 3 連絡帳：ご家族や当事業所と、お互い連絡をとるために必要です。状態の変化があった場合や利用日の変更の場合にご記入ください。
- 4 利用日の変更：あらかじめ、わかっている場合には、連絡帳または、前日の午後 6 時までに電話連絡をお願いします。(突発の際は当日の午前 8 時半迄)尚、当日キャンセルの場合は、1 食分の食事代金をいただきます。

第 12 条 (非常災害対策)

提供するにあたり、消防計画に基づいて非常災害に備える為、避難、救出その他必要な訓練を年 1 回行う。

第 13 条 (衛生管理)

提供するにあたり利用者の使用する施設、設備又は食材について衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う事とし事業所において感染症の発生、蔓延のないよう措置を講ずる。

第14条 (その他運営についての留意事項)

1 (従業者の研修)

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって、従業者等の質的向上を図る為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
研修 4ヶ月に1回程度

2 (秘密保持・個人情報の保護)

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を保持する。また従業者でなくなった後においても、これらの秘密及び個人情報を保持すべき旨を、当事業所と従業者間で書面をもって交わす事とする。

3 (苦情処理)

苦情・相談窓口を設置し円滑かつ迅速に対応することとする。また苦情処理簿を作成し内容を記載・保管する事とする。

4 (事故発生時の対応)

- ・ 介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ・ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ・ 介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第15条 (緊急時の対応方法について)

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第16条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条 (その他運営に関する重要事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、静岡徳洲苑、通所リハビリテーション事業所が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年 10月1日から施行する。